

公益財団法人 全日本スキー連盟 会員登録規程

(根 拠)

第1条 本連盟定款第43条に基づき、会員登録に関し必要な事項を定める。

(会員の種類及び定義)

第2条 本連盟の会員の種類は、次の各号に掲げる3種類とする。

(1) SAJ会員(以下「会員」という。)

本連盟の会員に登録しようとする者は、所属団体及び加盟団体を経ることが出来る。ただし、本連盟の役員、専門委員、その他ブロックから推薦される委員等及び競技者登録をしている者については、加盟団体及び所属団体の地域内に居住又は勤務しているか若しくは学籍を有する(以下「居住地等」という。)者とし、事情によって居住地等以外の主たるスキー活動を行う地域の加盟団体に登録する場合は、居住地等の加盟団体の承認を経ることが出来る。

(2) バッジテスト1級合格者の暫定会員

本連盟に未登録でバッジテスト1級合格者は暫定登録をしなければならないものとする。

(3) SAJ特別会員(以下「特別会員」という。)

本連盟の特別会員は、本連盟の諸事業において顕著な貢献のあった者で理事会が承認した場合、本連盟が登録する。ただし、登録料等は徴収しない。

2 会員の登録有効期間は、すべて本連盟会計年度末とする。

(適用範囲)

第3条 本連盟の役員及び評議員。ただし評議員及び役員選任規則第3条(3)により選任された者は特別会員とする。

2 本連盟公認資格者並びに本連盟又は加盟団体が、主催又は主管する競技会、検定会等の行事に参加する者並びに運営に係わる者は、この規程の会員の登録を完了していなければならない。ただし、中学生以下は、この限りではない。

3 クラウンプライズテスト及びテクニカルプライズテスト以外のバッジテストについては、別の定めにより本連盟登録者でなくても参加できる。

4 前条第1項の会員については、本連盟の決定に対する不服申立は、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構の「スポーツ仲裁規則」に従って解決されるものとする。

5 本連盟の会員は、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構(JADA)の規定に準拠し、アンチ・ドーピング活動を啓蒙、遵守しなければならない。

(資格の喪失)

第4条 次の各号の一に該当するときは、資格審査委員会及び理事会の審議を経て、登録を取消し、これを公表する。この場合、理事会において議決する前にその会員に弁明をする機会を与えなければならない。

(1) 本連盟定款及び諸規定に違反した場合

(2) 会員としての体面を著しく汚した場合

(携行義務)

第5条 会員は、当該年度の会員証を携行しなければならない。

(登録)

第6条 本連盟は、加盟団体から継続登録期間に送付された会員登録表により、当該年度の会員証に氏名、会員登録番号、その他を記入し加盟団体へ送付する。

2 登録に関する事項は別途定めるところによる。

(登録料等)

第7条 会員の登録料は、各種公認・登録料等料金一覧表に定める金額とする。

2 前項の登録料は、毎事業年度における合計額の50%以下を当該年度の法人会計に使用できる。

3 有資格者の年次登録料については、各種公認・登録料等料金一覧表に定める金額とする。

4 保険料等の委託集金分についても、前第1項と同時に納入する。

(登録の疑義)

第8条 登録に関して疑義を生じた場合は、理事会の決定による。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の議決による。

附 則

この規程は、公益財団法人全日本スキー連盟の設立登記の日から施行する。

平成26年10月3日改正

平成26年12月15日改正

懲戒処分規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人全日本スキー連盟（以下「本連盟」という。）の競技者等及び役職員等に対する懲戒の種類及び方法について定める。

(対象者)

第2条 本連盟は、次に掲げる者（第1号から第6号までに該当する者及びこれらに準ずる者を「競技者等」といい、第7号に該当する者及びこれに準ずる者を「役職員等」という。）について、この規程に基づき、公正かつ適切に懲戒処分を行う。

- (1) 本連盟の会員登録規程に基づき会員登録をしている会員
- (2) 本連盟の競技者登録規程に基づき競技者登録をしている競技者
- (3) 本連盟の強化指定選手等に関する規程に基づき強化指定された選手
- (4) 本連盟が指定するデモンストレーター
- (5) 本連盟が定める各種資格を本連盟より付与された者
- (6) 強化指定選手等の活動をサポートするスタッフとして本連盟が指定した者
- (7) 本連盟の役員、評議員、各委員会の委員及び事務局職員
- (8) その他前各号に準ずる者

(懲戒処分の種類)

第3条 競技者等に対する懲戒処分の種類は次のとおりとし、これらを単独で又は併せて課すことができる。

- (1) 戒告 始末書を提出させ、嚴重に注意する。
- (2) 資格の剥奪 強化指定選手、強化スタッフ、デモンストレーターその他本連盟が付与した資格を剥奪する。
- (3) 競技者登録の停止 無期限又は期限を付して、本連盟の競技者の登録を停止する。
- (4) 会員登録の停止 無期限又は期限を付して、本連盟の会員登録を停止する。

2 役職員等に対する懲戒処分の種類は次のとおりとし、これらを単独で又は併せて課すことができる。

- (1) 戒告 始末書を提出させ、嚴重に注意する。
- (2) 出勤停止 無期限又は期限を付して、出勤を停止し、その間の給与・報酬等は支給しないものとする。
- (3) 減給 給与・報酬等を一定額減額する。
- (4) 降格 職位又は等級を降格させる。
- (5) 解任 役職を解任する。
- (6) 諭旨退職 退職願の提出を求め、解雇する。
- (7) 懲戒解雇 即時解雇し、退職金は支給しないものとする。

(懲戒事由)

第4条 競技者等及び役職員等が次の各号のいずれかに該当する場合は、情状に応じて、前条に定める懲戒処分を行う。

- (1) 本連盟の規程に違反した場合
- (2) 法令、他の団体の諸規則又は公序良俗に違反した場合
- (3) 故意又は過失で本連盟に損害を与えた場合
- (4) 本連盟、競技者等若しくは役職員等の名誉を害し、又は信用を傷つける行為をし

た場合

- (5) 本連盟の秩序又は風紀を著しく乱す行為をした場合
- (6) その他前各号に準ずる事由がある場合

(懲戒処分の決定等)

第5条 競技者等及び役職員等は、自らが前条の懲戒事由に該当するとき、又は他の競技者等若しくは役職員等が前条の懲戒事由に該当することを知ったときは、直ちに本連盟に報告するものとする。

2 コンプライアンス委員会は、懲戒事由に該当する事実及び懲戒処分の種類について公正かつ厳正に審議し、その結果を理事会に答申する。

3 理事会は、コンプライアンス委員会の審議結果等を踏まえて、対象者に対する懲戒処分を決定する。

(損害賠償)

第6条 競技者等及び役職員等は、第4条の懲戒事由に該当する行為によって本連盟に損害を与えた場合は、懲戒処分とは別に、本連盟の請求に従い、その損害の全部又は一部を賠償しなければならない。

(異議の申立て)

第7条 懲戒処分の決定に不服がある場合は、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構のスポーツ仲裁規則に従って解決するものとする。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附則

この規程は、平成28年 9月26日から施行する。

平成28年 9月26日 制定